

# Info. STOP THE 違反ゴミ！

問 環境保全課 廃棄物対策係 内線2442

家庭から出されるゴミについては、平成29年7月から町指定のゴミ袋(4種類)により収集しています。多くの方々は変更後のゴミの出し方のルールを守られている一方で、一部の方について変更後のルールが守られておらず、ゴミが回収できない状況が続いています。警告シールが貼られた違反ゴミについては「収集しない」ため、ゴミ集積場所に置かれたままとなってしまう、他の住民の皆さんに迷惑をかけることとなります。再度、分別方法と各地区に指定しているゴミステーションを確認し、ゴミを出してください。

## 違反ゴミの事例

- きれいに分別されているのに袋の種類が違う。
- ペットボトルの指定袋の中に、洗剤などのプラスチック容器が入っている。
- 指定袋に分類誤りのゴミが混入している。
- 農林業で使用した機材や資材が含まれている。
- 車や単車の部品、消火器、リサイクル家電など、禁止ゴミが混入している。
- ゴミ集積場所に指定のゴミ以外が出される。(特にペットボトルが多い)

処分場となる環境センターでは、「燃えないゴミ」・「ビンカン」・「ペットボトル」は全て手選別で仕分けし、可能な限りリサイクルされています。収集の際には気付かず回収された違反ゴミについては、選別作業中に発見すると多くのゴミの中から取り除くため、作業を中止しなければなりません。さらに、発見された違反ゴミは、回収元の市町が受け取りに行き、独自処理しなくてはならないため、関係機関の各業務に支障をきたすこととなります。

誤った排出をしないよう、十分注意してください。



手選別作業の様子

## 作業中に発見された「禁止ゴミ」の例



チェーンソー



バイク用マフラー



液晶テレビ



消火器

## その他禁止ゴミの例

- バッテリー
- ペンキ・オイル(液状)
- レンガ・石・瓦
- ホイール(車両用)
- 車両用部品
- 医療用注射針
- 建築資材
- エアコン

分別方法や出し方が不明なものについては、「家庭ごみの分別早見表」で確認してください。「家庭ごみの分別早見表」については、環境保全課、日吉支所および各公民館にてお渡ししています。